

## 名古屋市障害者グループホームバリアフリー化改修補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 障害者グループホームバリアフリー化改修補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内で交付するものとし、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居（以下「障害者グループホーム」という。）におけるバリアフリー化改修に要する経費に充てるために交付することにより、入居者の重度化・高齢化への対応及び重度障害者の受け入れ促進を図り、自立した地域生活の継続を可能とすることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において「バリアフリー化改修」とは、障害者グループホームのバリアフリー化に係る改修工事及び備品等の購入のことをいう。

2 この要綱において「重度障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 法第4条第4項に規定する障害支援区分が4以上の者

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第二の2(4)①に定める行動援護の対象者

### (補助対象者)

第4条 補助金の対象となる事業者は、障害者グループホームを設置し、かつ運営する法人であって、市長が適当と認めるものとする。

### (補助対象事業)

第5条 補助金の対象事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に所在する障害者グループホームのバリアフリー化改修であること。

(2) 申請日時時点で既に入居している利用者又は入居予定の重度障害者（本市支給決定者に限る。）の心身の状況より、円滑な日常生活を営むうえで必要なバリアフリー化改修であること。ただし、老朽化等による補修工事を除く。

### (補助対象経費及び補助金額の算定基準)

第6条 補助対象経費は、バリアフリー化改修に必要な経費とする。

2 補助金額は、補助対象経費の実支出額の合計額又は800千円のいずれか低い方の金額に3/4を乗じて得た額を補助金額とする。なお、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、名

古屋市障害者グループホームバリアフリー化改修費補助金交付申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、改修着手前までに市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定による申請は、第8条の規定により補助金の交付を受けた申請事業者（令和6年10月1日以降に補助金の交付を受けた申請事業者に限る。）が同一の障害者グループホームにつき2回以上行うことはできない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査のうえ適当と認められるものについては、補助金の交付を決定し、名古屋市障害者グループホームバリアフリー化改修費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）が、補助金交付決定の通知にかかる内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知の日から20日以内に申請の取下げをすることができる。この場合において、当該補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はすでに交付した当該補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。
- (2) この要綱又は補助金交付決定の通知に付した条件に違反したとき。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業の完了後20日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に対し、名古屋市障害者グループホームバリアフリー化改修費補助金実績報告書（第3号様式）に必要な書類を添えて提出するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助金は、補助事業の完了後、本市検査員が行う検査確認により適正と認められた後に交付するものとする。

（検査等）

第13条 市長は、補助金に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対し、その執行状況について報告を求め又は指示し、あるいは帳簿等関係書類を検査することができるものとする。

（書類の整備及び保存）

第14条 補助事業者は、当該補助事業に関する経理及び補助対象事業所の利用状況を明確にし、補助金の交付決定を受けた翌年度から5年間関係帳簿及び証拠書類を整備保存しなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に際し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の各要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱による改正後の名古屋市障害者グループホームバリアフリー化改修補助金交付要綱の規定は、施行日以後に申請された補助金について適用し、同日前に申請された補助金については、なお従前の例による。

(第1号様式)

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

事業者所在地

事業者の名称

代表者職名及び氏名

名古屋市障害者グループホームバリアフリー化改修補助金交付申請書

みだしのことについて、下記のとおり申請します。

記

事業所名	
共同生活住居名	
共同生活住居所在地	
交付申請額	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業計画書</li><li>・見積書(写)</li><li>・図面(改修内容の分かるもの)</li><li>・写真(改修前の状態の分かるもの)</li><li>・承諾書(賃貸の場合のみ)</li></ul>

(第2号様式)

年 月 日

名古屋市障害者グループホームバリアフリー化改修補助金交付決定通知書

様

名古屋市長名

年 月 日付け申請のありました補助金の交付につきましては、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金 金 円  
ただし「 」にかかる障害者グループホームバリアフリー化改修補助金として
- 2 交付方法  
一括交付
- 3 交付条件
  - (1) この補助金は、申請のあった補助事業に対して交付するものです。
  - (2) この補助金は、本市検査員が行う検査確認により適正と認められた後に交付するものです。
  - (3) 必要と認めるときは、指示し報告を求め審査することがあります。
  - (4) 補助事業完了後は、20日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日まで、事業実績報告書を提出してください。
  - (5) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には市長の承認を受けなければなりません。
  - (6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には速やかに市長に報告してその指示を受けなければなりません。
  - (7) 補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を、事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しなければなりません。
  - (8) 上記条件に違反した時又は不正に補助金の交付を受けたことが明らかになった時は、すでに交付した補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は返還を求めることがあります。
  - (9) 上記1で補助金の交付を受けた事業者は、同一の障害者グループホームにつき2回以上交付申請を行うことができません。

(第3号様式)

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

事業者所在地

事業者の名称

代表者職名及び氏名

名古屋市障害者グループホームバリアフリー化改修補助金実績報告書

年 月 日 で交付決定を受けた名古屋市障害者グループホームバリアフリー化改修補助金に係る事業実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金所要額 金 円

事業所名	
共同生活住居名	
共同生活住居所在地	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業実績報告書</li><li>・領収書等(写)</li><li>・写真(改修後の状態の分かるもの)</li></ul>